◎調達機関番号　010　◎所在地番号　12
○第６号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　16、23
⑵　購入等件名及び数量
　グループ１　カラーテレビ，24型ほか50品目
　グループ２　ＯＡ対応デスク，W1400両袖ほか63品目
⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。
⑷　納入期限　入札説明書による。
⑸　納入場所　入札説明書による。
⑹　今後調達が予定される件名及び入札公告予定時期　家具・家電　令和５年12月
⑺　入札方法　グループ内での品目別決定とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」のA、B、C又はD等級に格付けされ、関東・甲信越地域の資格を有する者。
⑷　防衛省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
⑸　前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係または人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
⑹　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省の指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
　〒270―2288 千葉県松戸市五香六実17　陸上自衛隊関東補給処松戸支処会計課契約班長　向井　邦明　電話047―387―2171　内線331
⑵　入札、開札の日時及び場所
　グループ１　令和６年１月26日13時30分
　グループ２　令和６年１月26日15時30分
（ただし、郵送等による入札書の受領期限は令和６年１月25日12時）松戸支処会計課入札室
4　その他
⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札
⑷　契約書作成の要否　要
⑸　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
⑹　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Contracting entity: Katumi Taga Chief of Procurement and Finance Division, Kanto Depot Matsudo Branch Depot, Japan Ground Self Defense Force.
⑵　Classification of the products to be procured: 16, 23
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased: Group 1　24 inch Color television other 50 items Group 2 Office desk double sleeves W14―00 other 63 items
⑷　Delivery period: As in the tender documentation.
⑸　Delivery place: As in the tender documentation.
⑹　The Products to be purchased and time of tender announcement from now: furniture, home electric appliances December 2023
⑺　Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall:
①　Not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.
②　Not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
③　Have Grade A, B, C or D on "Sale of product" in the Kanto and Koushinetsu area in term of the qualification for participating in tenders by Ministry of Defense. (Single qualifications for every ministry and agency)
④　The person who is not being suspended from Nominations by request of Ministry of Defense.
⑤　The person who is not being suspended from Transactions by the request of the Ministry of Defense.
⑥　The person who can be confirmed fair cost Accounting satisfied by the Ministry of Defense, except in case of market price
⑻　Time limit of tender: Group 1　13:30 26 January Group 2　15:30　26 January 2024 (tenders submitted by mail: 12:00　25 January 2024)
⑼　Contact point for the notice: Kuniaki Mukai, head, Contract section, Kanto Depot Matsudo Branch Depot, Japan Ground Self Defense Force, 17 Gokomutsumi, Matsudo city Chiba Pref. 270―2288, Japan TEL 047―387―2171 ext. 331

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和５年12月22日
分任支出負担行為担当官
　海上自衛隊舞鶴地方総監部経理部長
　　小川　純市

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　26
1　調達内容
⑴　品目分類番号　①16、②78
⑵　購入等件名及び数量
　①　ＣＡＢＬＥ　外16件
　②　泡消火薬剤交換処分
⑶　納入期限　①　令和６年11年29日
　②　令和６年３月25日
⑷　納入場所　入札説明書による。
⑸　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　令和04・05・06年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）①「物品の販売」②「役務の提供等」で「A」、「B」又は「C」等級に格付けされた近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
⑷　日本国内で調達物品の検査を行うため、日本国内に検査設備及び要員等を確保でき、分任支出負担行為担当官の実施する検査の立会いに応じられる者であること。
⑸　防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官（以下「省指名停止権者」という。）又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
⑹　前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
⑺　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。